

子育て世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当受給世帯に臨時特別の一時金を支給します。

臨時特別給付金について

- ・ 臨時特別給付金の受給にあたって、手続きは不要（公務員除く）です。
 - ・ 支給額は対象児童一人につき 10,000 円（1 回限り）です。
- ※ 詳細は西東京市のホームページをご覧ください。

転入・転出・転居された方は、臨時特別給付金が支給される区市町村をご確認ください！

① 西東京市内に転入された方

児童手当の認定請求書をご提出ください。

前住地の転出予定日※2	臨時特別給付金が支給される区市町村
令和2年4月1日以降	前住地の区市町村
令和2年3月31日以前	西東京市

※2 前住地から発行された転出証明書記載の転出予定日をご確認ください。

② 西東京市外に転出された方

児童手当の受給事由消滅届をご提出ください。

西東京市の転出予定日※1	臨時特別給付金が支給される区市町村
令和2年4月1日以降	西東京市
令和2年3月31日以前	転入先の区市町村

※1 西東京市から発行された転出証明書記載の転出予定日をご確認ください。

【①、②に該当する場合】

- ・ 西東京市から臨時特別給付金が支給される場合は、令和2年6月頃に西東京市より臨時特別給付金のご案内をお送りします。ご案内が届かない場合は、担当課までお問合せください。
- ・ 西東京市以外の区市町村から臨時特別給付金が支給される場合は、前住地や転入先の区市町村へお問合せください。

③ 西東京市内に転居された方

児童手当の住所変更届をご提出ください。

令和2年3月31日時点で西東京市に住民登録があった方で、令和2年度4月分（3月分含む）の児童手当の受給者であれば、西東京市から臨時特別給付金を支給します。令和2年6月頃に西東京市より臨時特別給付金のご案内をお送りします。ご案内が届かない場合は、担当課までお問合せください。

**臨時特別給付金のご案内が届かない場合、
給付金の支給がされない可能性がありますので、ご注意ください！**

専用コールセンター 042-420-2866（令和2年6月1日（月）より開設）

※ 令和2年5月29日（金）までは以下の「担当課」までお問合せください。

担当課 西東京市 子育て支援部 子育て支援課 手当助成係
直通番号 042-460-9840